

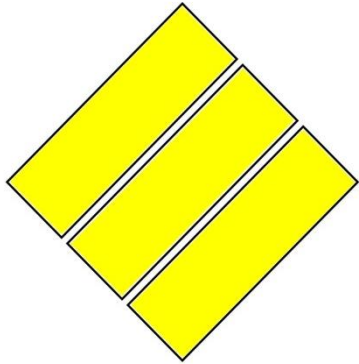


## 中空知定住自立圏に関する経過報告

年 度	内 容
平成 24 年度	5月28日 中空知広域市町村圏組合（以下「広域圏」）理事会にて定住自立圏構想の調査研究を行うことが了承され、調査・研究を開始 先進地視察調査 [ 富良野市、帯広市、名寄市、 福島県白河市、岩手県一関市・久慈市、 長野県長野市・佐久市・松本市 ]
	8月24日 広域圏企画調整会議で連携項目の検討を開始
	10月29日 広域圏副市町長会議「定住自立圏構想制度の解説」 （講師：北海道総合政策部地域主権局主幹）
	12月7日 広域圏理事会 「定住自立圏構想制度創設の背景と現状について」 （講師：総務省地域力創造グループ地域自立応援課長）
	2月6日 定住自立圏構想検討部会（7部会）が発足
平成 25 年度	10月4日 中空知広域連携セミナー（5市5町議会議員、理事者） 「定住自立圏の今後の展開について」 （講師：総務省地域力創造グループ地域自立応援課長）
	10月10日 広域圏理事会にて5市5町による定住自立圏構想を推進することで合意
	1月15日 滝川市と砂川市による複眼型の中心市宣言
	2月14日 中空知定住自立圏構想推進会議（以下「推進会議」）が発足
平成 26 年度	4月11日 推進会議にて協定内容を了承
	6月 圏域市町による協定の締結に関する議決 各自治体の議決日 [ 滝川市 6月9日、砂川市 6月10日、 芦別市 6月18日、赤平市 6月12日、 歌志内市 6月11日、奈井江町 6月19日、 上砂川町 6月27日、浦臼町 6月10日、 新十津川町 6月13日、雨竜町 6月26日 ]
	7月15日 中空知定住自立圏形成協定 合同調印式

定住自立圏構想

# 中心市宣言書



平成 26 年 1 月 15 日

滝川市

砂川市

## 目 次

定住自立圏中心市宣言	1
1 都市機能の集積状況	3
2 都市機能の利用状況	5
3 圏域自治体と連携が想定される取り組み	7
4 中心市（滝川市及び砂川市）への通勤通学割合が10%以上である自治体	8
5 中心市（滝川市及び砂川市）と連携する意思を有する自治体	8

## 定住自立圏 中心市宣言

滝川市と砂川市は、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、両市内を北海道の大河である石狩川が流れ、東方には夕張山系の芦別岳、西方には増毛山系の暑寒別岳、樺戸山系のピンネシリが一望できる原風景が広がる自然豊かなまちです。気候は、全体的にみると内陸性の気候で夏冬の寒暖の差が大きく、特に冬季は降雪量、積雪量ともに多い地域となっています。

また、JR 函館本線や JR 根室本線、国道 12 号、国道 38 号をはじめ、北海道縦貫自動車道、主要道道が接続し、道央、道北、道東を結ぶ交通の要衝として医療、産業、教育、文化・スポーツなどの拠点都市として近隣のまちとともに発展を遂げてきました。

滝川市は、全国から集まった屯田兵が艱難辛苦の中、開拓により活路を見出し築かれた田園都市です。作付面積が全国一の菜の花や国内有数のグライダー基地、アジア初の難病の子ども達のための自然体験施設「そらぷちキッズキャンプ」及び国際交流・国際協力活動など、優れた地域資源を活かし、食と農を中心とした地域振興を国際的にも広げ、「世界に誇れる国際田園都市」を目指し地域づくりに取り組んでいます。

砂川市は、石狩川の恵みを利用し、流送された木材による木材加工工場、近隣の石炭資源を活用した化学肥料工場、火力発電所など工業都市として発展してきました。現在、地域センター病院、救命救急センター病院など市立病院は多くの指定を受け地域医療の中心的役割を担っていますが、高齢社会を迎え医療と共に地域で高齢者を支える仕組みを整え、安心して心豊かなまちづくりに取り組んでいます。

これまで滝川市と砂川市は、同じ中空知広域市町村圏に属し、相互に連携をしながら、構成する 8 市町とともに、多岐にわたる分野で圏域の発展を推進してきました。

さらに、地域住民の日常生活においても、道路網・通信網の整備・充実などにより、通勤・通学・通院・買い物など、生活行動面においても広域的な結びつきを強めています。

現在、わが国では人口減少社会へ本格的に突入し、生産年齢人口の減少と老年人口の増加は、社会的扶養負担を増大させ、自治体経営はまさに大きな転換期を迎えています。

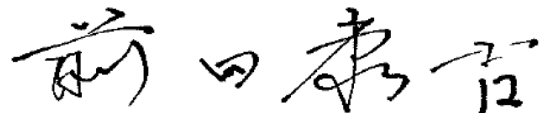
社会経済情勢が大きく変化しており、自治体を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が予想される中で、自治体経営、地域経営を確立するため、地方分権の推進が行われ、受け皿となる自治体間の連携並びに効率的・効果的な行政システムの構築を図ることが求められています。

近年の財政事情に鑑みれば、将来にわたって安心して暮らせる地域を形成し、持続可能なまちづくりを進めるためには、全ての自治体がフルセットで機能を保持することは困難であり、圏域自治体それぞれが持つ都市機能や地域資源を有効に活用し、魅力ある圏域を形成していくための協力体制が重要であります。

このような背景を踏まえ、滝川市と砂川市は、定住自立圏構想に基づく「中心市」として、生活圏や経済圏を共にする圏域すべての自治体とのネットワークと連携をさらに強化することにより、この圏域が持つ地域資源と地域力を高めながら、住民が安全で安心して暮らし続けられる地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに積極的に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成 26 年 1 月 15 日

滝川市長

Handwritten signature in black ink, reading '前田 新吾' (Maeda Shingo).

砂川市長

Handwritten signature in black ink, reading '善岡 雅文' (Sunakawa Masafumi).

## 1 都市機能の集積状況

公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能、その他行政及び民間分野における都市機能の集約状況は、概ね以下のとおりであり、定住自立圏を形成する中心地域としての都市機能を有します。

	都市機能	施設名等	
		滝川市	砂川市
医療・福祉	医療機関	54施設（うち歯科診療所 25施設）	18施設（うち歯科診療 9施設）
	初期救急医療機関	1施設 （滝川市休日夜間急病センター）	なし
	二次救急医療機関	2施設 （滝川市立病院、滝川脳神経外科病院）	1施設 （砂川市立病院）
	救急告示病院	2施設 （滝川市立病院、滝川脳神経外科病院）	1施設 （砂川市立病院）
	病後児保育	1施設 （滝川中央保育所）	なし
	子育て施設	市立保育所 6 か所 子育て支援センター 2 か所	市立保育所 3 か所、 子育て支援センター 1 か所
	障がい者支援施設等	30施設 ・生活介護事業所（2施設） ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援B型事業所（4施設） ・身体障害者福祉センター ・生活訓練事業所（2施設） ・児童発達支援事業所（2施設） ・放課後等デイサービス事業所（4施設） ・共同生活介護（5施設） ・共同生活援助 ・相談支援事業所（4施設） ・訪問介護事業所（4施設）	26施設 ・施設入所支援 ・共同生活援助・介護施設（9施設） ・生活介護事業所（3施設） ・就労移行支援事業所（2施設） ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所（6施設） ・生活訓練事業所 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・地域生活支援センター
高齢者福祉施設等	31施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（2施設） ・有料老人ホーム（3施設） ・老人福祉センター ・老人介護支援センター（8施設） ・地域包括支援センター ・老人デイサービスセンター（7施設） ・認知症高齢者グループホーム（7施設）	15施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人福祉センター ・地域包括支援センター ・老人デイサービスセンター（6施設） ・認知症高齢者グループホーム（3施設）	
教育・文化・スポーツ	高等学校	3校 （滝川高校、滝川西高校、滝川工業高校）	1校 （砂川高校）
	専修学校	滝川市立高等看護学院	砂川市立病院付属看護専門学校
	図書館	1館 （滝川市立図書館）	1館 （砂川市図書館）
	市民会館・文化会館	2館 （滝川市文化センター、たきかわホール）	1館 （砂川市地域交流センターゆう）

教育・文化・スポーツ	博物館等	7館 ・滝川市美術自然史館 ・滝川市郷土館 （本館、華月館、屯田兵屋） ・滝川市航空動態博物館 ・滝川市こども科学館（本館、分館）	なし
	体育施設	・滝川市青年体育センター ・滝川市スポーツセンター ・滝川市弓道場 ・滝川市営球場 ・滝川スケートリンク ・滝川市営テニスコート ・すぱーく滝川（多目的施設） ・滝川市サイクリングターミナル ・滝の川市民プール ・滝川市B&G海洋センター ・パークゴルフ場（4か所）	・総合体育館 ・陸上競技場 ・砂川市営球場 ・砂川市B&G海洋センター体育館 ・砂川市B&G海洋センター艇庫 ・砂川市営弓道場 ・砂川市営テニスコート ・パークゴルフ場（3か所）
	都市公園	68か所（滝の川公園 ほか）	25か所 （石山公園、北光公園、日の出公園 ほか）
交通	鉄道駅		
	JR函館本線	2駅（滝川駅、江部乙駅）	2駅（砂川駅、豊沼駅）
	JR根室本線	2駅（滝川駅、東滝川駅）	
	バス路線	16路線（滝川市内線ほか） ※都市間高速バス3路線を含む	5路線（焼山線 ほか） ※ほか、都市間高速バス停留所3か所
	高速道路	道央自動車道（滝川インターチェンジ）	道央自動車道（砂川サービスエリア）
国道	3本（国道12号、38号、451号）	1本（国道12号）	
商業・金融	大規模小売店舗	20施設（店舗面積1,000㎡以上）	5施設（店舗面積1,000㎡以上）
	銀行・信用金庫 ・信用組合・労働金庫	9店舗 ・北門信用金庫（4店舗）・北洋銀行 ・北海道銀行・北海道労働金庫 ・空知商工信用組合・北空知信用金庫	5店舗 ・北門信用金庫・北洋銀行 ・北海道銀行・北海道労働金庫 ・空知商工信用組合
	農協	JAたきかわ	JA新すながわ
	郵便局	9か所	6か所
行政機関	国の機関	○法務省関係（札幌地方検察庁滝川支部、滝川区検察庁、札幌法務局滝川支局） ○財務省関係（滝川税務署） ○厚生労働省関係（滝川労働基準監督署、滝川公共職業安定所） ○防衛省関係（陸上自衛隊滝川駐屯地） ○国土交通省関係（札幌開発建設部滝川道路事務所、札幌開発建設部滝川河川事務所（池の前排水機場、滝川排水機場、滝川地区地域防災設）） ○裁判所（札幌地方裁判所滝川支部、札幌家庭裁判所滝川支部、滝川簡易裁判所）	○厚生労働省関係（滝川公共職業安定所砂川出張所） ○日本年金機構砂川年金事務所 ○国土交通省関係（遊水池管理棟）
	道の機関	○滝川警察署（本署 1、交番 7） ○高速道路交通警察隊滝川分駐所 ○滝川保健所 ○札幌建設管理部滝川出張所 ○北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	○空知総合振興局空知森づくりセンター砂川事務所 ○北海道障害者能力開発校 ○砂川警察署（本署 1、交番 3） ○砂川少年自然の家 ○北海道子どもの国



## 2 都市機能の利用状況

以下のとおり、医療、交通、通勤・通学など、日常生活において、滝川市及び砂川市に集積されている都市機能が連携市町の地域住民によって利用されています。

### (1) 医療

滝川市立病院の居住地別患者数・割合(平成24年度)

市 町 名	外来延べ患者数 (人)		入院延べ患者数 (人)		合 計 (人)	
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
滝 川 市	165,929	76.9%	61,298	69.9%	227,227	74.9%
砂 川 市	4,953	2.3%	2,116	2.4%	7,069	2.3%
芦 別 市	4,035	1.9%	3,156	3.6%	7,191	2.4%
赤 平 市	7,394	3.4%	3,354	3.8%	10,748	3.5%
歌 志 内 市	833	0.4%	529	0.6%	1,362	0.4%
奈 井 江 町	619	0.3%	297	0.3%	916	0.3%
上 砂 川 町						
浦 臼 町	1,245	0.6%	471	0.5%	1,716	0.6%
新 十 津 川 町	17,925	8.3%	6,281	7.2%	24,206	8.0%
雨 竜 町	5,903	2.7%	2,544	2.9%	8,447	2.8%
そ の 他	6,902	3.2%	7,707	8.8%	14,609	4.8%
合 計	215,738	100%	87,753	100%	303,491	100%

砂川市立病院の居住地別患者数・割合(平成24年度)

市 町 名	外来延べ患者数 (人)		入院延べ患者数 (人)		合 計 (人)	
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
滝 川 市	36,770	14.0%	19,556	13.6%	56,326	13.9%
砂 川 市	100,188	38.1%	41,453	28.8%	141,641	34.8%
芦 別 市	10,030	3.8%	7,100	4.9%	17,130	4.2%
赤 平 市	13,414	5.1%	10,344	7.2%	23,758	5.8%
歌 志 内 市	17,979	6.8%	11,150	7.8%	29,129	7.2%
奈 井 江 町	21,676	8.2%	11,075	7.7%	32,751	8.1%
上 砂 川 町	20,630	7.9%	10,341	7.2%	30,971	7.6%
浦 臼 町	5,719	2.2%	3,793	2.6%	9,512	2.3%
新 十 津 川 町	14,504	5.5%	5,665	3.9%	20,169	5.0%
雨 竜 町	2,353	0.9%	1,353	0.9%	3,706	0.9%
そ の 他	19,504	7.4%	22,001	15.3%	41,505	10.2%
合 計	262,767	100%	143,831	100%	406,598	100%

(2) 交通

■ J R の乗降人員数 (単位：人)

	滝川駅	砂川駅
乗降人員数	1,249,030	538,010

※ J R 滝川駅及び砂川駅より【平成24年度】

■ 北海道中央バス・空知中央バス (単位：人)

路線名	利用者数	路線名	利用者数
滝川市内線	219,400	滝川浦臼線	40,883
滝新線	164,730	砂芦線	290,277
滝川ふれ愛の里線	14,111	滝芦線	77,122
総進・上総進線	16,293	焼山線	37,207
ふるさと公園線	14,851	上砂川線	54,744
滝川美唄線	88,685	高速たきかわ号	137,606
滝川奈井江線	83,712	高速るもい号	131,068
歌志内線	452,571	高速しんとつかわ号	8,159
滝川北竜線	30,444	滝深線	191,088
花月砂川線	13,618	深滝線	197,745
計	1,098,415	計	1,165,899
		合計	2,264,314

※北海道中央バス（株）及び空知中央バス（株）より【平成24年度】

### 3 圏域自治体と連携が想定される取り組み

滝川市と砂川市が中空知圏における中心市として、圏域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくため、圏域市町と連携することを想定している取り組みは次のとおりです。

#### (1) 生活機能の強化のための取り組み

##### ①医療

- ・安全・安心な生活を確保するため、圏域の医療体制の確保や救急医療体制の維持確保に向けた広域的な取り組みを推進します。

##### ②福祉

- ・安定的かつ効率的な福祉サービスを確保するため、福祉サービスの広域的な取り組みを推進します。

##### ③教育

- ・国際教育の推進や個別支援を要する児童生徒に対する教育機会の提供と相談体制の充実などの広域的な取り組みを推進します。
- ・生涯学習機会の充実と圏域内住民の交流を促進するため、生涯学習機会についての情報共有と図書館、社会教育及び社会体育施設の相互利用などの取り組みを推進します。

##### ④産業振興

- ・各市町が有する地域資源の付加価値向上及び地産地消、物産振興を図るため広域的な取り組みを推進します。
- ・鳥獣被害防止対策事業のほか、雇用・就業支援対策事業の広域的な取り組みを推進します。

##### ⑤環境

- ・圏域住民の消費生活の安定と廃棄物等の効率的な広域処理の取り組みを推進します。

##### ⑥防災

- ・災害時における必要な情報の共有や職員、資機材等の相互応援体制の整備など広域的な取り組みを推進します。

#### (2) 結びつきやネットワークの強化のための取り組み

##### ①地域公共交通

- ・日常生活における圏域住民の移動手段を確保するため、自治体間を結ぶバス路線の維持確保などの取り組みを推進します。

##### ②道路等の交通インフラの整備

- ・地域を結ぶ交通ネットワークの強化及び生活道路の整備に向けた取り組みを推進します。

##### ③交流・移住促進

- ・圏域内外の住民との交流と圏域外からの移住を促進するとともに、交流・移住活動についての情報を共有・発信するなどの取り組みを推進します。

##### ④ICT インフラ整備

- ・行政事務の共同処理により、行政サービスの向上と事務の効率化の取り組みを推進します。

### (3) 圏域マネジメント能力の強化のための取り組み

#### ①職員研修

- ・合同研修等の実施により職員間のネットワークを強化する取り組みを推進します。
- ・大学等の高等教育機関における知的財産を活用した人材育成の取り組みを推進します。

#### 4 中心市（滝川市及び砂川市）への通勤通学割合が10%以上である自治体

市 町 名	常住する就業者数 及び通学者数 (人) (※自宅従業者を除く。)	滝川市への通勤 ・通学者数 (人)		砂川市への通勤 ・通学者数 (人)		合 計 (人)	
			割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
赤 平 市	4,698	621	13.2	164	3.5	785	16.7
歌 志 内 市	1,550	169	10.9	276	17.8	445	28.7
奈 井 江 町	2,358	180	7.6	364	15.4	544	23.1
上 砂 川 町	1,251	130	10.4	322	25.7	452	36.1
浦 臼 町	701	63	9.0	28	4.0	91	13.0
新 十 津 川 町	2,643	910	34.4	230	8.7	1,140	43.1
雨 竜 町	1,076	178	16.5	13	1.2	191	17.8

※平成22年国勢調査数値

※通勤通学割合：滝川市と砂川市へ通勤・通学する就業者数・就学者数を常住する就業者数・就学者数（15歳以上、自宅従業者数を除く）で除して得た数値。

#### 5 中心市（滝川市及び砂川市）と連携する意思を有する自治体

芦別市 ◎赤平市 ◎歌志内市 ◎奈井江町 ◎上砂川町 ◎浦臼町 ◎新十津川町 ◎雨竜町  
◎印は、通勤通学割合が10%以上の市町

## 定住自立圏の形成に関する協定書

滝川市及び砂川市（以下「甲」という。）と 市（町）（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携しながら、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

### （連携する政策分野及び取組内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 連携する政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### （事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条に規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

### （協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

### （疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月15日

甲 滝川市大町1丁目2番15号  
滝川市  
滝川市長 前田 康吉

砂川市西6条北3丁目1番1号  
砂川市  
砂川市長 善岡 雅文

乙 市(町)  
市(町)  
市(町)長

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 救急医療の維持確保対策

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の初期救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともに、圏域住民に対して救急医療知識の普及啓発を図る。	休日・夜間救急診療体制を維持するため、医師会等に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。圏域における二次救急医療体制の維持確保を図る。	甲が行う休日・夜間の初期救急医療体制の維持確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。

(2) 圏域医療体制の充実

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図るとともに、ICTを活用するなど共有する診療情報を有効に活用し、質の高い医療を提供する。	圏域医療における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間で相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。	圏域医療における役割分担の下、医療連携について、必要な協力と応分の経費を負担する。

2 福祉

(1) 障がい者福祉の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
障がい者の自立と障がい児の早期療育を促進するため、地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用を進め、安定した事業運営を図る。	地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努め、連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努める。

(2) 保育所広域入所事業

取組の内容	甲の役割	乙の役割
保育所の相互利用を可能とし、日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応し、圏域の子育て支援の取組を推進する。	保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取組に努める。	保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取組に努める。

### 3 教育

#### (1) 学校教育の充実

取組の内容	甲の役割	乙の役割
個別の支援を必要とする圏域内の児童生徒に対し、教育の機会の均等を図るとともに、教育内容の充実のため各種事業を実施する。また、施設や人材の活用を図り、圏域住民のサービス向上を図る。	事業運営の充実と拠点施設の設置・整備を図る。	児童生徒が各種事業や拠点施設を利用できるよう情報提供や条件整備を行う。

#### (2) 国際教育の充実

取組の内容	甲の役割	乙の役割
外国語指導助手、国際交流員等の配置により、語学指導や異文化理解への情報提供を行うとともに、国際化に対応した人材育成と国際交流活動の推進を図る。	外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する。	外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する。

#### (3) 公の施設の相互利用の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習機会等の充実を図り、公共施設の効率的な利用を促進するため、公共施設の適正な維持管理・運営事業を行う。	施設維持管理・運営事業については、各自治体が行う。	施設維持管理・運営事業については、各自治体が行う。

### 4 産業振興

#### (1) 鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して協議の場を設け、被害状況や被害防止対策等の情報交換や処理費用の軽減に向けた手法を検討するための連携を進める。	エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する。	エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する。



(2) 地域資源を活用した農商工・観光振興

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させ地域ブランドの情報を発信していくとともに、関係団体と連携し地産地消、物産振興、地域ブランドの販路拡大を図り、都市と農村の交流、観光ルートの開発やイベント等を通して農商工・観光の振興を図る。	圏域内のイベント及び物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。	イベント及び物産情報等を提供するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。

(3) 雇用・就業支援対策の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
セミナーや技能講習等を計画・実施し、技術者の技能向上を図り、通年雇用化等を目指す。	関係団体との連携により技能者等のセンター機能の充実と利用促進を図る。	技能者等のセンター機能の利用によるスキルアップを図る。

5 環境

(1) 廃棄物処理施設等の広域利用の推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を促進する。	乙と連携して、一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期に合わせた更なる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する。	甲と連携して、一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期に合わせた更なる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する。

(2) 消費生活

取組の内容	甲の役割	乙の役割
複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進しながら、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る。	滝川市が設置する滝川地方消費者センターを広域的に運営し、乙及び関係機関等とも連携しながら、消費生活相談員の資質向上に努め、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図る。	滝川市が設置する滝川地方消費者センター又は甲及び関係機関等と連携し、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図るとともに、応分の経費を負担する。

## 6 防災

### (1) 広域防災体制の連携推進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立に向けて、平常時より情報交換や事業の連携を進め、広域防災体制の整備と強化を図る。	災害時における職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。	災害時における職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。

## 別表第2 (第3条関係)

### 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

## 1 地域公共交通

### (1) 多様な公共交通の確保

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、多様な交通手段の検討と生活交通路線の維持確保と利用促進の取組を進める。	関係市町と連携して、バス路線の維持確保と利用促進に取り組む。	関係市町と連携して、バス路線の維持確保と利用促進に取り組む。

## 2 道路等の交通インフラの整備

### (1) 生活幹線道路の整備

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の主要幹線道路へのアクセス道路及び生活道路の整備や改良を行い、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。	関係市町と連携して、生活幹線道路の整備に関し、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。	関係市町と連携して、生活幹線道路の整備に関し、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。

## 3 交流・移住促進

### (1) 交流・移住促進

取組の内容	甲の役割	乙の役割
交流及び移住促進のための施設整備及び維持管理を行うとともに、地域の魅力や移住関連情報を一体的に発信し、交流・移住を促進する。	圏域の地域資源をはじめとする魅力や交流・移住関連情報を発信する。	圏域の地域資源をはじめとする魅力や交流・移住関連情報を発信する。

#### 4 ICTインフラ整備

##### (1) 行政システムのネットワーク

取組の内容	甲の役割	乙の役割
電算システムの行政事務を共同処理することにより、行政サービスの向上と事務の効率化を進めるとともに、事務経費の縮減を図る。	関係市町とともに、広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る。	関係市町とともに、広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る。

#### 別表第3（第3条関係）

##### 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### 1 人材育成

##### (1) 職員研修及び大学を活用した人材育成

取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域職員の資質及び政策課題への対応力等を高めるとともに、職員間のネットワークを強化するため、合同研修を実施する。また、大学等の高等教育機関等との協働連携事業を検討し、実施する。	乙と連携して合同研修を実施する。必要に応じ、研修の講師として外部から専門家の招へいを行う。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して、企画立案した連携事業を実施する。	職員を合同研修会に参加させるとともに、応分の経費を負担する。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して、企画立案した連携事業を実施する。